



鉦区増区の件に付三井提出の關係書類

明治
F
27

三井分譲
鉾区分譲

願書在中

第一回(深部大正区)

(39.11.12)

第二回(土間戸ケミカ崎野戸区)

(39.12.22)

第三回(土間戸深部右部片區)

(40.2.27)

第1回

昭和39年11月12日

譲分區鑛
書願御

共同石炭鉱業株式会社

昭和三十一年十一月十二日

株式会社弥生鉱業所

社長 中村文平 殿

共同石炭鉱業株式会社

社長 入交次兵衛 殿

依 託 分 譲 謝 辞

貴所 時下厳冬の候、貴社様より多量の炭炭心より御慶び申上
ます。

歸つて弊社も貴社の貴所の御慶びを察りまして、炭炭の多量多量
な石炭界の御慶び期にありまして大変無く御慶びを察知しています。
之も個々に御社の多大な御慶びと御支援によるものと何時も深く
感謝致して居ります。

現に弊社が経営しています日吉鉱業所は自鉱区と商社弥生鉱業
所より譲渡に及び、鉱区分譲を受けました区域にて、開採以来40
有余年に亘り炭炭を維持し乍ら逐次石炭増産を図り、之に対応し
た坑内外の諸設備の充実を行い、換炭建機に努力して参りました。
現在には御分譲を受けました、租鉱区が日吉鉱業所の主要炭産区域
となつております。

即ち租鉱区域には主力坑口である竹崎坑（杉谷上二尺層、全下二尺
層兼行）月産有煙4000吨および杉谷二尺坑（土間八尺層兼行）
月産無煙石4000吨、合計月産10000吨を採炭本体とし、他
に自鉱区の出炭を加え月産12000吨を基準出炭としまして、

全休出炭を確保しますと共に、有価より比較的高炭価の黒石出炭増産を引上ることによる、操業採算制の確立に努めています。船しりら操業主力をなしています。竹炭坑および杉省二尺坑共に既存採行区域は置めて減少となり、残された鉱山も幾何も無い現状にあります。同状の産産移致しますと、近き将来黒山の運命を余蘊なくされ、従業員とその家族等の将来並に現有施設設備等を考えますと、今後の採炭方針の如何は弊社にとりまして、極めて重大な問題であります。従つてその緊急対策を必要とし今我々の操業領域について一方ならず整理している現状であります。

創設創業により黒山を営みますが採炭の中心ではありませんが現在営業しています。その名の従業員とその家族の将来を考えずとも可能な限り操業を継続したいと企及しています。今般中小炭坑の操業は幾多の問題が予測されますが、その有る中に置る経営を選びまして一貫しました労使の絆は是非とも磨きたいものと思つて居ります。

以上の如く目前にこの重大な救命問題と取組んでいます当社と致しまして、その危機打開の唯一の手段それは弊社の御厚情に御頼りする外に対策が見出せません。

甚だ状況膠着な御難題を御願ひで誠に恐縮ですが、以上の如き弊社日吉炭業所の苦境を御覧願ひ下されまして、貴社操業に御支援を賜れば、御社敷区内の別荘図面に示す区域の御分譲をして頂きたい存じます。

今回の分譲区域は、現有坑内より採炭極めて容易であり既存設備、もその御利用可能であり、又炭層条件、炭質、既存状態等につきましても十分に熟知して居ります關係上、その経験を有意義に活用し發行することにより、日吉炭業所の更生可能なりと確信するものであります。

この辺の事情を御願ひ下されまして、弊社日吉炭業所の現状の打開と絶死同生の為めに特別の御配慮方を御願ひ申上る次第であります。

御承諾を得ましたならば、之が御全容につきましましては、貴社の御方針、御希望等を御覧致しますことは勿論のこと、操業に際しましては御心誠意御社の御指示に従ひ、御心も御社に御迷惑を與しませんことを、堅く御誓ひ申上げます。

故に貴社の御願ひで御願ひの面りてございしますが、当社の右事情を御覧願ひ下されまして、特別に御配慮の上御許可願ひますよう、伏して御願ひ申上げます。

敬 具

附 記

飲 区 分 割 調 査

① 飲区分割希望区域

福岡県厚狭温泉温泉部 2000 号飲区の図示の区域

株式会社厚生温泉所有区域

福岡県厚狭郡厚狭町地内

面積 (現有より増加の分) / 20007-ル

② 飲区分割希望出資

竹谷群 湯生八尺湯 (上湯及本湯地)

本 湯 群 全 湯

③ 飲区分割方法

飲区分割には租飲区、指定地区、分割等の種々の方法
が考えられますが、凡て群社の御意向通りに決定した
いと思います。

④ 新飲区組名

群社の御指示通りに従います。

但し共同名例 (株式会社厚生温泉温泉部及共同石炭温泉株
式会社) の際は投票上当社を共同温泉温泉部代表者に御
指定下さる様御希望致します。

追 伸

本件につきましては、さきに（〇月〇日）同主旨の御趣意を提出しておりましたが、御社社内にて従来の探鉱計画等について根本的な問題を検討中の際にて、当社の希冀地出の一部（幹気新鉱の保安撤出区域の一部撤除）の許可を得たのみでしたが、其後御社におかれては、探鉱の基本方針等について、充分なる御検討がなされたことと思いますので、再度本件の御意図を御承認を賜りたく敢えて再提出し御願い申上るものであります。

再 伸

鉤區分讓願圖

縮尺五十分二

深部採掘計畫圖

縮尺三千分二

鑛區分讓願圖



鉞區分讓願圖

縮尺五千分ノ一

新設第 278 號 (通生八尺五)

新設第 278 號 (通生八尺五)

新設第 614 號 (新設八尺五尺、開生八尺五尺)
新設第 617 號 (上二尺五)

新設第 614 號 (新設八尺五尺、開生八尺五尺)
新設第 617 號 (上二尺五)

新設第 734 號 (通生八尺五)

鉞區分讓區域

- 希望度尺 =
- 新設第 278 號 (通生八尺五)
 - 新設第 614 號 (新設八尺五尺、開生八尺五尺)
 - 新設第 617 號 (上二尺五)
 - 新設第 734 號 (通生八尺五)
- 合計
- 新設第 278 號 (通生八尺五)
 - 新設第 614 號 (新設八尺五尺、開生八尺五尺)
 - 新設第 617 號 (上二尺五)
 - 新設第 734 號 (通生八尺五)
- 合計 (全 尺)

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話
(稲築四三〇番)
天限一一番

和
年
月
日

昭和ノ年ノ月22日

株式会社生飲業所
社長 原 真 殿

共同石炭産業株式会社
社長 入 太 兵 衛

分 区 分 割 (変更) 御 願 希

野下郡市の商賈社益々多様化するに存じます。

随つて、弊社も貴社の特別の御厚意により分割を受けました区域を現在当社吉成業所の主要採掘区域として採掘の主力をなしています。

竹原坑および杉谷二尺坑の阿瓦口より既設探道を実箇中であり

ます。これも併えに採掘の探道であると同時に深く感謝致しております。

然し乍ら、上記阿瓦口もとの掘道移致しますと發行命敵も幾何も餘り喪失であります。従つて、御了承の如くさき（昭和ノ年ノ月ノ日付）此区分割の御願書を提出した次第であります。

該御願の区域については、御花社内にて将来の採掘計画等により採掘の結果、分割区域および方式等について開闢があるようでしたので、この度改めて貴社採掘に御厚意のない許容範囲と思われる図紙図面に示す区域の別分割をして欲きたく再度御分割区域変更による本件の再審議を仰ぎたく致してこゝに

紙区分額の割戻額を得提出するものであります。

紙区分額の割戻額の主旨事情につきましては、さきに提出致しました割戻額に記述の通りであります。何卒当社日吉営業所の起死回生の為には特別の割配難方を切にお願ひ申上る次第であります。

何卒認を得ましたならば、之が換算金款につきましては貴社の向方針、御考案等を尊重致しますことは勿論のこと、換算に際しましては誠心誠意御社の御指示に従ひ、聊かも御社に御迷惑を煩はせんことを堅く御誓ひ申上げます。

茲ね此の御意いで添綴の至りでございますが、特約に御登談の上御許可を賜りますようお願いして御願ひ申上げます。

敬 具

附 記

紙 区 分 額 割 戻 額

1 紙区分額割戻区域

福岡県糟屋郡豊前町ユヱツノ号紙区分額の図示の区域
福岡県糟屋郡糟屋町

株式会社糟屋紙製所区域

割戻 (概より増加の分) { 杉谷組 約 1,273,700
土間組 約 2,470,700 }

2 紙区分額希望限度

本局群中の

杉谷上二尺厚

ローモリ五尺厚

杉谷五尺厚 { 上層

下二尺厚

下三尺厚 { 本層

土間八尺厚

海軍八尺厚

3 紙区分額方法

紙区分額の割戻決定

紙区分額は許可登録の日より向うメケ細隔

4 紙区分代

紙区分代は割戻の上決定額したいと思ひます

5 紙区分額

北九州市糟屋区本町 丁目 10 番地

福岡石炭紙製株式会社

鉾區分讓願圖

縮尺五千分ノ一

杉谷層掘計画圖

縮尺三千分ノ一

土間層掘計画圖

縮尺三千分ノ一

土間層掘計画圖

縮尺三千分ノ一

杉谷層掘計画圖

縮尺三千分ノ一

鉾區分讓願圖

縮尺五千分ノ一

鎮區分讓願圖

縮尺五十分一

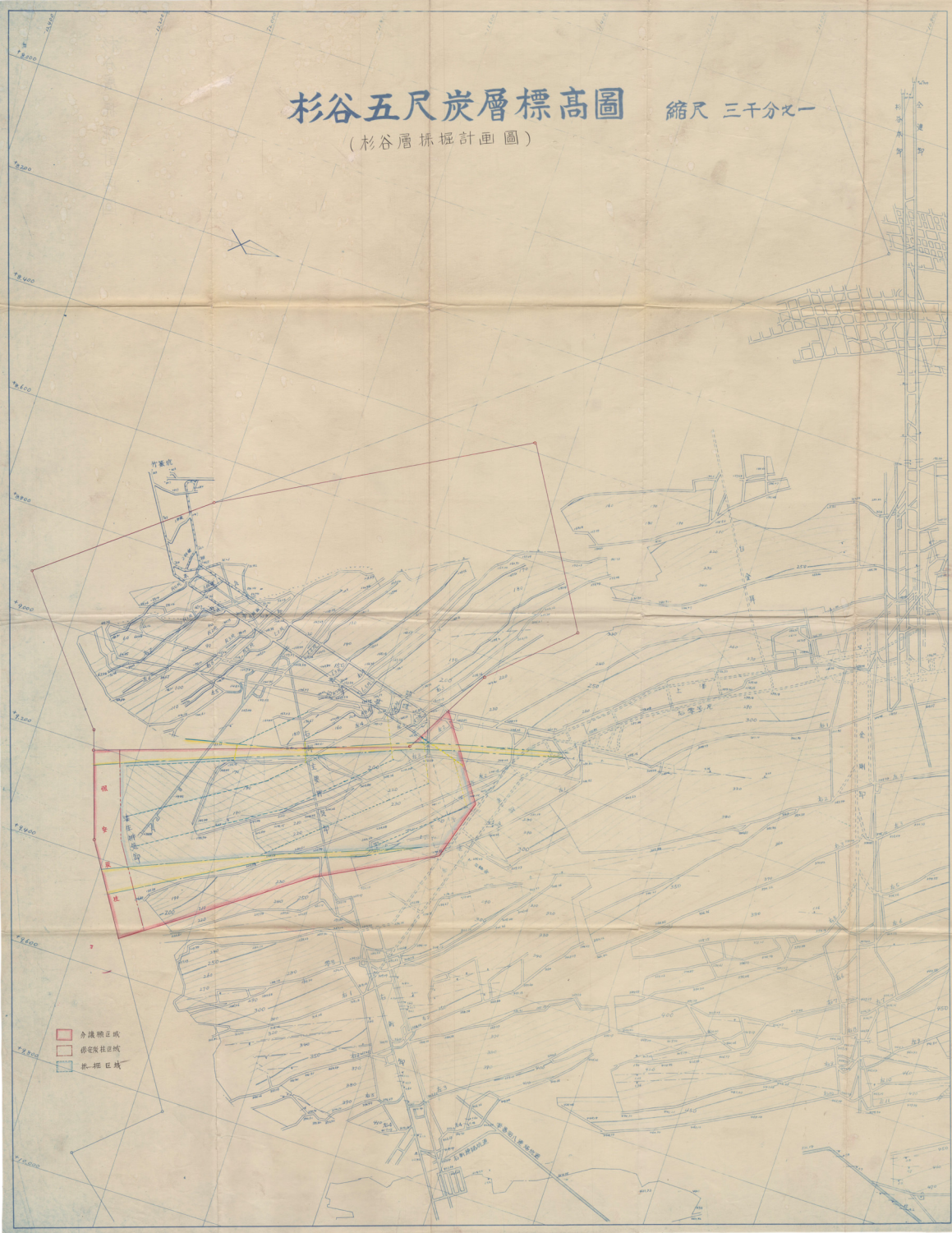
杉谷層採掘計画圖



杉谷五尺炭層標高圖

縮尺 三千分の一

(杉谷層掘計画圖)



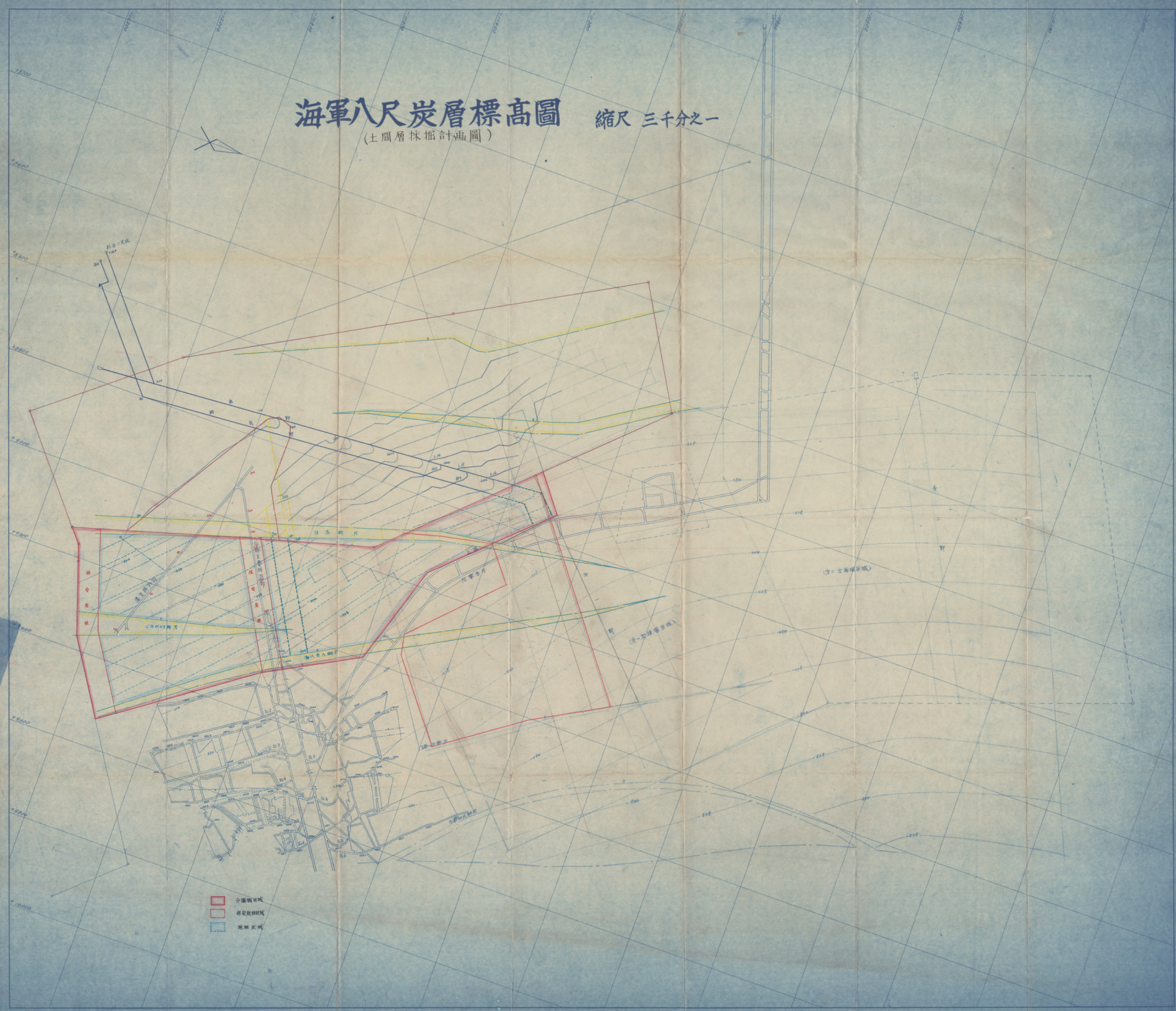
土間層採掘計画圖



海軍八尺炭層標高圖

(土層標高計畫圖)

縮尺 三千分之一



(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話
(稲築四三〇番)
大隈一一番

和
年
月
日

第3回

昭和○年○月○日

昭和○年○月○日
分 区 分 類 記 録 簿
昭和○年○月○日



安 岡 石 炭 組 株 式 会 社

昭和二十年四月二十七日

株式会社津生紙業所

社長 原

真 殿

共同石炭紙業株式会社

社長 人 交 太 員 衛



紙 区 分 隔 (査 更) 御 函 告

時下寒冷の極、貴社益々回多押の事と存じます。

随つて弊社紙業所の特別の御厚情により該次に亘り紙区分隔を受けまして、今日迄事業の経営が持続されておりますが、之は偏見に御社の多大な御厚意と御支援によるものと何時も御く感謝致しております。

然し乍ら御分離を受けました区域も、この機換移致しますと現行資金も幾何も無い現状であります。

従つて御了承の如く、さき(昭和二十年三月一日付)に当社日吉紙業所の現状と紙区分隔の御願いの主旨を述べ紙区分隔方の御返書を出した次第であります。その後御願いの区域について変更(当初より稍少の上一所等)致して載せたの旨と御分離の早断明許可方に対する御断りを再提出し今日におよんでいます。

然るに御断りの区域についても、御社社内に於て将来の種別計画等により策劃計の結果、開闢があるようにしたので、この度改めて貴社御断りに同意支えの無い許寄附贈と思われざるや、御断りに示す区域の御分離をして欲したく再度紙区分隔の御断りを提出するものであります。

仮区分譲の困難の主旨事情につきましては、さらに御届
致しました自願的に記述の通りであります。

何卒当社日吉成業所の配転届出の為に特製の仮配譲方を明
に御届の申上り次第であります。

御承諾を得ましたならば、之が御届会書につきましては、
当社の御方針、御希望等を尊重致しますことは勿論のこと、
御賛に願しても誠心誠意御社の御指示に従い、御かも
御社に御迷惑をおかけしませんことを強く御願い申上げま
す。

取ね取れの御出いで御納の至りでございますが、弊所に本
所の御希望を得る早急に御許可を賜りますようお願いしてお願
い申上げます。

敬 具

附 記

仮 区 分 譲 御 届 書

1 仮区分譲希望区域

福岡県探採掘登録第4770号仮区の認可の区域

福岡県嘉穂郡神埼町

株式会社通生鉱業所区域

面積（現有より増加の分）
杉谷層 約 800アール
土間層 約 200アール

2 仮区分譲希望地層

本層群中の

杉谷上二尺層 コーモリ五尺層

杉谷五尺層（上層） 下二尺層

配三尺層（本層） 土間八尺層

御草八尺層

3 仮区分譲方法

引越地の新設設置

租鉱期間 昭和44年3月31日まで

4 仮区分譲

租鉱区代は協会の決議を待たないと思ひます

5 租鉱業者

北九州市若松区本町4丁目404番地

其阿石炭成業株式会社

鉉 區 分 讓 願 圖

縮尺三千分一

杉谷層採掘計畵圖

縮尺三千分一

土間層採掘計畵圖

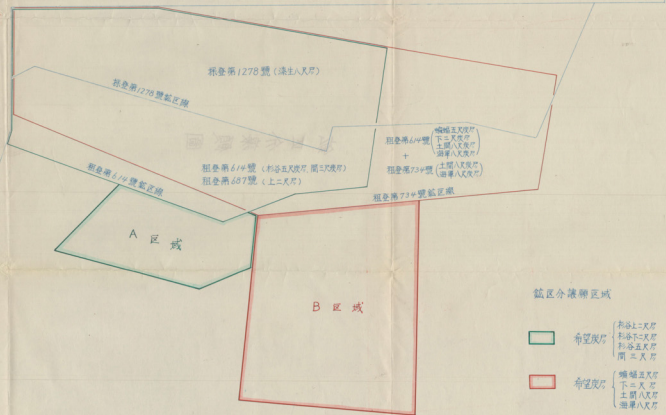
縮尺三千分一

鉉
區
分
讓
願
圖



縮尺五千分、一

縮尺五千分、一



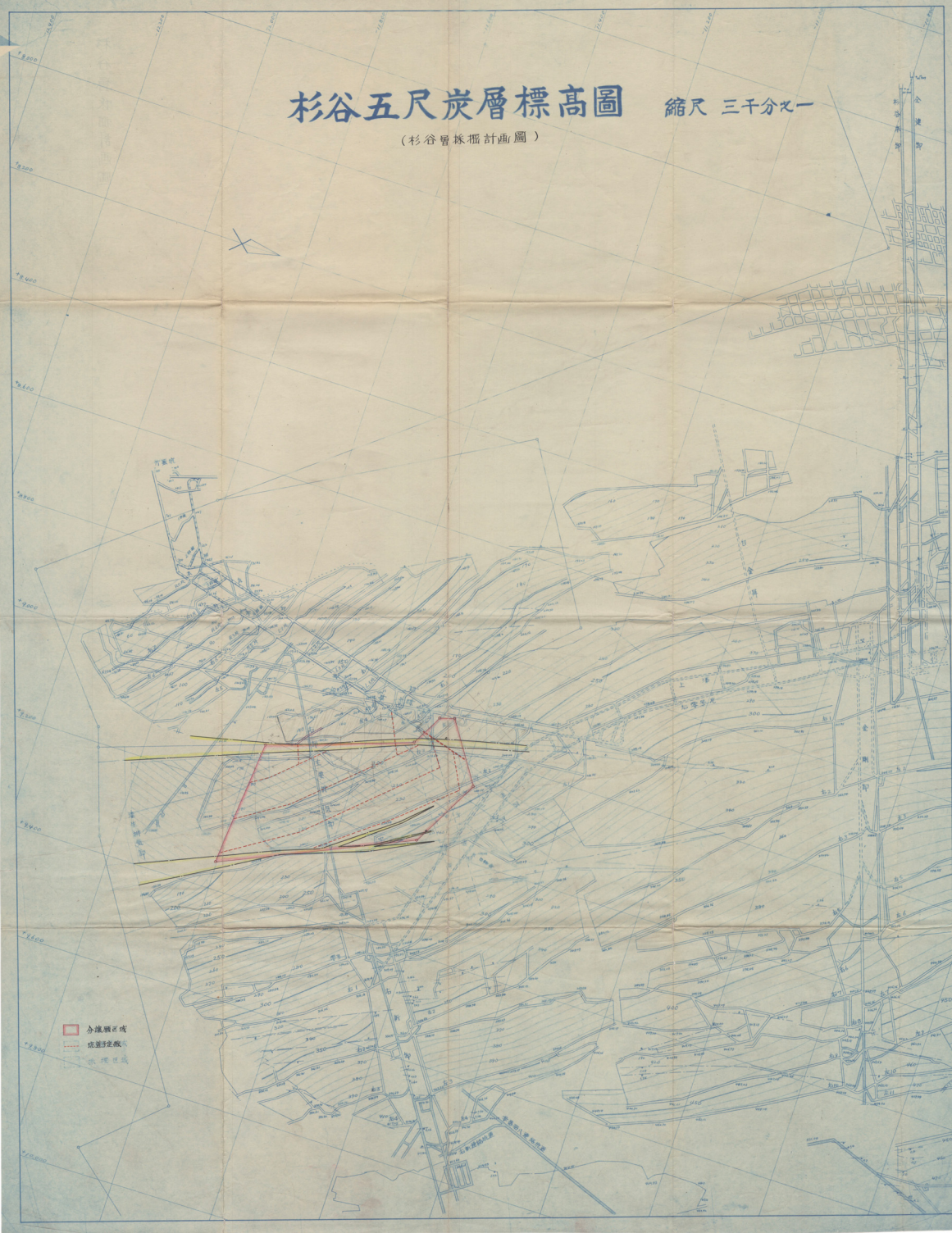
杉谷層林揺計画圖



杉谷五尺炭層標高圖

縮尺 三千分之二

(杉谷層煤掘計画圖)



土間層様掘計画圖



縮尺 三千分之一

(土間層様掘計画圖)

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

〔稲築局区内〕

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

昭和 年 月 日

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

昭和
年
月
日

昭和○○年 月 日

株式会社津生鉱務所

社長 原 真 殿

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 鉱 業 所

所長 福田 義 殿

鉱 区 分 割 に つ い て

前記昭和○○年 月 日付にて株式会社津生鉱務所長より
共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所長宛に申入がりました条件
について、下記の如く御取扱い下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 分割区域に対しては産鉱権とする。
- 2 産鉱権存続期間は○○年とする。(昭和○○年 月 日)
- 3 開採終了時には日吉鉱業所備石神炭鉱の杉谷二尺坑の本組
炭道、巻揚機、測炭機等については譲渡する。
- 4 産権については別途協定する。
- 5 産権料金については別途協定決定する。

了 解 事 項

- A 1 の期間については日吉鉱業所は昭和○○年 月 月末ま
でに譲渡を受ける鉱区の採掘を終了するものとする。
- B 2 の譲渡の価格については別途協定し○○年 月 日に期
算する。
- C 第三回の左部○○～○片組の掘進は昭和○○年 月 月末ま
でに完工する。この費用については津生鉱務所にて実費負
担とする。

以 上

昭和38年6月29日

租鐵権期間延長についての
御 願 書

願人 共同石炭鉱業株式会社



昭和 27 年 4 月 29 日

三井鉱山株式会社

社長 栗 木 幹 郎

共同石炭鉱業株式会社

社長 入 交 大 兵 衛

租炭権期間延長について御願い

謹啓 時下初夏の候益々御多幸の事と存じます。

謹啓 弊社鐵賣社の特別の御庇顧を蒙りまして、現在の世界の急激にあり乍らも縣管を持統しておりますが、之は偏見に御社の多大な御厚意と御支援によるものと、何時も感謝致しております。

但て当社が經營しています日吉鉄礦所の主要採掘地区は、その殆んどが御社山野鐵礦所より、昭和 22 年 11 月 22 日租炭権設定を受けた区域であり、該地区を現在、竹原炭及び杉谷二尺炭の両主力炭口より鋭意採掘中であります。

然し乍ら該租炭区（租登録 414 号、同第 417 号）の租炭権の設定期間は御高木の通り許可登録の日より滿 20 年となつていますので、本年の 11 月 22 日をもって租炭権の存続期間が満了となります。従つてその事前に租炭権の權利を保持し継続するため、該炭区の存続期間の延長御申請を提出したいと思ひますので、貴堂を得度く御願い申し上げます。

又さきに（昭和 27 年 3 月 22 日付）上原租炭権を御造増地区に御普へ御更替を蒙るたい主旨の、御願書を提出していましたが、この件についても種々御高配を煩はしていることと存じます。

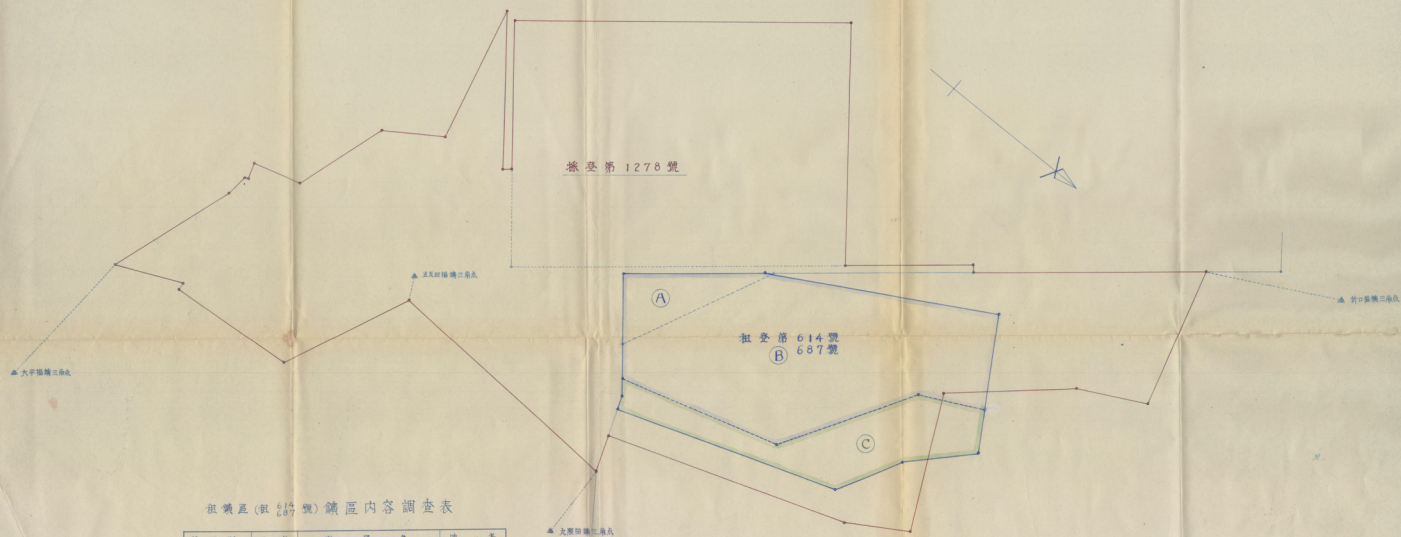
当ほど致しましては、御造増地区が一番望ましいのですが、租炭権の期間内に解決を見ない場合も考慮して、該炭区の權利維持のため一応緊急暫定除根とし該等の租炭権の期間延長を御願い申上げる次第であります。

租炭権の内容については下表の通りであります。

租炭権の 登録番号	福岡県租炭権 登録第 414 号	福岡県租炭権 登録第 417 号
租炭権の 所在地	福岡県高橋郡福橋町	福岡県高橋郡福橋町
租炭権の 設定炭層	本層群中の 杉谷二尺炭、同三尺層 と五尺層、下二尺層 土間八尺層、海軍八尺層	本層群中の 上二尺層並にこれに 附随する耐火粘土
延長する 期 間	昭和 27 年 11 月 22 日より 昭和 28 年 11 月 22 日まで の 20 年満	昭和 27 年 11 月 22 日より 昭和 28 年 11 月 22 日まで の 20 年満
租炭権者	福岡県高橋郡福橋町 2 丁目 204 番地 共同石炭鐵業株式会社	北九州市若松区本町 2 丁目 204 番地 共同石炭鐵業株式会社
租炭権の面積	433.7 アール	433.7 アール

上述の通り御願い申上げますので事情御難酌の上租炭権の存続期間の延長を御求め賜ふよう重ねて御願い申上げます。

敬具



掘込第 (掘 614 號) 鑛區內容調查表

鑛區別	區域	炭層名	備考
掘込 第 614 号	(A)	和沙江炭層 西江炭層 鳴鶴江炭層 下二炭層	
	(B)	和沙江炭層 西江炭層 鳴鶴江炭層 下二炭層 上岡江炭層 鳴鶴江炭層	
	(C)	和沙江炭層 西江炭層	
掘込 第 687 号	ABC全區	上二炭層	掘込第 614 号全 区に同一区域

共同石油産業株式会社日吉郵務所
佐 田 鶴 田 鶴 田

三井物産株式会社山形支店
所 長 中 村 文 平

お慶賀の至りとお慶賀を申し上げます。

今般郵政会館化計画に基づき、弊所所有郵便番号1374号
郵便物を分割し厚生会館所に譲渡しました。

即ち、弊所所有郵便番号1374号郵便物の郵便物
番号の郵便物の原価と郵便番号及び郵便番号は、以下記の通り
変更となりましたので、御通知申し上げます。

記

1. 郵便物番号	株式会社厚生会館所
	(代表取締役 中 村 文 平)
2. 郵便区番号	郵便物郵便番号第2490号
3. 変更年月日	昭和35年6月10日

以 上



庶務



山崎発着 107号

昭和5年6月26日

共同石油販売株式会社日青販売所

出 発 柳 田 鶴 郎 殿

三井物産株式会社石油部

用 長 中 村 文 平 殿

石油販売所変更通知について

全社統制合理化計画に基づき、弊所所有振替口座ノリヤ号を
改帳を分離し現在振替所に開設致しました。

これにて、弊所所有振替口座ノリヤ号改帳に改帳された
貴所の振替所の振替振替者及び振替番号は、従て下記の通り
変更となりましたので、御通知申し上げます。

記

1. 振替振替者名	株式会社石油販売所
	(代表取締役 中 村 文 平)
2. 振 替 区 番 号	振替振替振替振替第2670号
3. 振 替 年 月 日	昭和5年6月10日

以 上



昭和 三 年 / 月 二 日

株式会社日生飲薬所

社長 中 村 文 平 殿

共同石炭飲薬株式会社日吉飲薬所

所 長 横 田 義 一 殿

岩手県安良佐区域内坑道通過関係の件

時下貴社の御貴社益々御多幸の事と存じます。

当所も昨年ノ月貴社の御厚情により、当租鉱区の原部に加増分譲を受けました、租登第 三 号の租鉱区域は現在当社の主力坑口である杉谷二尺坑より土間八尺層の採掘主要区域として調査及採掘を、実施中であります。

これも御えに御社の御威であると何程も深く感謝しています。

如て、上記坑口の飲薬施業案提出に当りましては、追加租鉱区域採掘の昭和 三 年 三 月 / 日付、御社の同意書を受領の上監督官庁の採掘通商産業局に変更（追加）施業案を提出し、昭和 三 年 三 月 / 日付 三 号の採掘通商産業局 三 号を以て認可になりました（この認可施業案の字は御社に提出済）

然し乍ら前述の施業案の同意書下附の關の御社の意向は一応施業案（官庁用）に同意するも、実際に施業する場合は御社に於て、他の計画があるので、その計画に關するたための条件（岩手県安良佐内の岩層坑道通過を他層へ切替え変更すると及海軍八尺層の採掘に當つては事前に協議すること）を附した指示がありました。

従つて当所はその主旨に關うため、一応企書（別紙等を添付）を昭和 三 年 三 月 / 日付を以て提出し、御社の承諾を得まして現在實際施業に當つてはその方針の如く採掘と實際採掘中であります。

然し其後、御社の第二会社の設立及充足等の社内の特殊事情により、得たる採掘計画について再検討が行われ、その結果変更がなされるのではないかと懸念して居ります。若しその様なことにより標記区域が採掘計画の対象より除外された場合は、前記岩層保安坑区域内（坑道通過のみ）の坑道通過を変更せよとの関係（企書の第ノ項及第ノ項）を解除させて戴きたくお願い申上ります。畏言しますと当該杉谷二尺坑の採八本目の左ノノ片及左ノノ片の両坑道の岩層保安坑区域通過分幅五尺尺層の岩層に切替ること無く、当初の計画通り（岩層案の認可通り）土間八尺層の岩層通過で御許可下さるよう宜ねて御願い致す次第であります。

昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 〇 日

三井鉱山株式会社

社長 堀 本 幹 郎

共同石炭販売株式会社

社長 入 交 本 共 啓



現有租税権を譲渡増区に変更の御願い

開啓 時下町会の新設々御多様の事と存じます。

陳者 弊社側面社の特別の御民恵を蒙りまして現在の境界にありながらも、ともかくも事業の経営が持続されておりますが、之は僅かに租社の多大な御厚意と御支援によるものと、何時も感謝致して居ります。

茲で当社が経営しています日育鉱山所、御社山野鉱山所より租区分割を受けました区域で、現在竹藪及び杉谷三八氏の御主力牧口より経営採掘中であります。

かように譲渡主側区域は御社よりの租区分割区域であり、その殆んどは租税権譲渡区域であります。

このような譲渡増と租税権譲渡では下記の如く圖々異同がありますので、御社の管轄上及び行政上より判断し、現有租税権を租税権第 〇 〇 条による譲渡増区の譲渡増区に切替え変更をさせて頂きたい存じます。

主要な理由は次の通りであります。

一 別紙図面に示す如くその殆んどが同一地区に譲渡増区区域と租税区

(租税第 〇 〇 号、租税第 〇 〇 号、租税第 〇 〇 号) 区域が交錯していて複雑であります。

従つて以上の租税区の租税区域及び境界を簡略統合し、当社の譲渡増区の譲渡増区区域として包含し、租税を一本化し明確化したいと思ひます。

一 租税区 (租税第 〇 〇 号及び第 〇 〇 号) が本年 〇 〇 月 〇 〇 日を以つて開闢完了となります。

之等の更新手続き等を考慮した場合、この際全面的に譲渡増区に切替えの許可を受けることを希望致します。

一 租税区は期限に限定があるため法的に権利の目的とならないので、附外的な開闢延長借用度合、特に融資関係の障害等を考慮し、事務運営上更に円滑を期するため譲渡増区切替をお願い致します。

一 最近の石炭状況に対応する合理化のため、御社、社内に於いても租税区分等について明々無暗討の時期かとも御察致しますので御願ひ致す次第であります。

以上の主旨を御願ひ下さいますと特異の御配慮方を願ひ申上ります。

又租税区分の切の都合及契約書等より判断しましても、その出発点に於ては譲渡増区を根本とした主旨のものが他の諸事情により一時的な租税権の譲渡に変更になつたものと思はれますので、この限額と御無関係な点も多々あると思ひますが、是非現有租税区を譲渡増区に切替え変更をさせて頂きたいと御願ひ申上げます。

何分共に御利益の上特別な御取扱いと御許可を賜りますようお願い致します。

敬 具

覚

租税権者共同石炭鉱業株式会社より別紙の通り租税区を
福通地区に明替え変更についての願書を受領しています
従つてこの件については当社に於て執付中であり、その
結果待たしだいと思つています。

昭和○○年○○月○○日

福岡県嘉穂郡福通町大字源生 〃〃 番地

紙張権者 株式会社源生紙業所

社長 中 村 文 平

昭和33年12月14日

福岡商産局

局長 敬 重 事 殿

福岡県板橋郡新町大字衛生3番地
株式会社衛生紙屋所

代表取締役 甲 村 文 平



共同石炭紙業株式会社の紙紙積存税期間延長について

共同石炭紙業株式会社からかねてより当社に対し紙紙積存税減免増進
に努め先方の御出がまっておりますが、当社は目下税率的に減税中
であります。

今阿共同石炭紙業株式会社より貴局に申請中の紙紙積存税期間延長
については、特別の減税額をもつて御承認下さるようお願い申し上
げます。

以 上

昭和37年7月14日

荷國通商産業局
局長 野 村 重 幸 殿

荷國系高級船種免許大子製造工場
監理者 株式会社衛生船渠所
代表取締役 中 村 文 平



英同石炭船渠株式会社の監理者統括局長について

英同石炭船渠株式会社からかゝりてより当社に対し監理権を譲渡増徴
に切替え方の届出がおりますが、当社は目下社内的に検討中
であります。

今般英同石炭船渠株式会社より貴局に申請中の監理者統括局長
については、特別の調査報告をもつて御承認下さるようお願い申し上
げます。

良 上



三井鉱山株式会社山形鉱山所

所長 原 崎 又 夫 殿

昭和35年1月15日

共阿石炭鉱業株式会社日吉鉱山所

所長 宇 佐 見 敬 一

尚分譲区域については杉谷上層と阿範園にお願ひ申上げ度く、御社御多忙の折誠に恐縮ですが特別の御配慮を賜りますようお願い申上げます。

敬 具

杉谷上二尺層分譲御願ひに関する件

謹啓

時下賜座の折紙貴社益々御多忙之段察賀至極に存じます。
 隨寄御高承の如く昭和33年1月13日租登第414号として租
 賃権設定の許可を受けましたことは、貴社の格別の御厚情によるも
 のと深く感謝致しております。
 爾後当該租賦区に対して、竹炭坑、杉谷二尺状の両坑から追加施
 案を提出致し、昭和34年3月10日施案案の認可を受けまして目
 下本区域の開采を実施しております。
 其の後竹炭坑の杉谷本阿の掘進進展により杉谷上二尺層を露出致し
 ました然杉谷上層との間隔も約二米位であり、奥丈も上面当該区域
 の杉谷上層と（杉谷二尺状に於て掘行中）同層と推定されますので
 杉谷上層と併行施案により掘行可能と思はれますので杉谷上二尺層
 の分譲方をお願い申上げる次第であります。
 この件につきましては施案案の提出に當り貴社より山田川所層沿い
 に防水壁を構築する様指示ありましたので貴社としては貴意に従
 い昭和33年12月14日付を以つて、貴社の申出を了解致しまし
 てその旨を文書を以つて申述べると共にその時杉谷上二尺層、お
 よび地下五尺層の掘行可能な場合は順次追加をお願い申上げまし
 たところ昭和34年1月7日付を以つて貴社の申出につき貴社より
 本申出に付いては充分検討するとの書簡を拝受しましたが改めて今
 回分譲のお願い申し上げる次第です。



昭和二十一年六月五日

株式会社 日生鉱業所
社長 中村文平 殿

共同石灰炭礦株式会社
社長 入交 大兵衛

鉱区分譲並に保安炭住区域の
留保解除御願いに関する件

敬啓 時下事變の後、貴社益々多額の投資心より
お慶び申し上げます。

随つて貴社も現在の石炭界にありまして大進なく進展
を継続していますが、これもゆえに御社の御願による
ものと常に深く感謝致しております。

初て本年六月一日（即日録付）を以て御記の
鉱区分譲並に保安炭住区域の留保解除の件につきまして
御願ひ申上しました所、御社社内にて将来の採掘計
画等について検討中の趣にて貴社に御い兼ねるとの御
返答を六月五日受領致しております。

然し乍ら貴社の日生鉱業所の事情はさきに御披露しま
した御願書に詳細記述しておりますように、進展継続可

否の重大岐路に立ち面つている状態であります。

この打開策は御社に御願ひする外に道は見出せません
従つて再返り返し特別の御協賛と御配慮方を茲に御願
ひ申上ぐる次第で御返願します。

幸いにして御社に於て将来の採掘計画等について再検討
が行われ、その結果、御許可下さいませれば、弊社は貴
社の御協賛に支障の無い程、坑内排水の完備及貴社の坑道保
護等に関しては、御社の御指令通りに誠心誠意をもちま
して御返し、那かも御社に御迷惑を致しませんことを御
願ひ申し上げます。

其れ程の御願ひで恐縮の至りでございますが、当社の
事情を御許可下さいまして、特別に御協賛の上、御許可
を賜りますよう、伏して御願ひ申し上げます。

敬 具

(ノ一七)

昭和三十一年七月七日

藤子録不吉坊所を 智恵坊西側長谷

令向の施書業地出れ降じりて(落し)より深瀬よりなり

飯以外に施書業地出れ降じりて(落し)より深瀬よりなり

は、飯以外に施書業地出れ降じりて(落し)より深瀬よりなり

に飯以外に施書業地出れ降じりて(落し)より深瀬よりなり

以上を口約で行いませう

所長

梅田

義雄

雄

雄

昭和三十四年 十二月 三日

共同石灰工業株式会社

社長 入 交 太 蔵

共同石灰工業株式会社日吉営業所

所長 宇佐 見 設 一

三井鉱山株式会社山野鉱業所

所長 原 納 又 夫 殿



御進増区内の租鉱権者変更の件

謹啓 時下向様の御貸仕給々御清栄のことと存じます。平素は何かと御厚情にあずかり有難く存じます。

探で、昭和二十五年十月四日当社より貴社の鉱区内に産生（竹蔵）八尺層の御進増区の許可登録を受けました区域の一部を其の後御社の御承認を得て昭和二十六年五月七日租最第一九四号として青田鉱業株式会社に租鉱権設定を認可しました。認可後全社が辻炭鉱として発足開採し今日経営を為

しつつあります。

右辻炭鉱を青田青田鉱業株式会社の都合により新会社辻炭業株式会社がその権利義務一切を継承することになりました。然し本鉱区は貴社より当社が御進増区の許可を受けた区域でありますので租鉱権者の変更について貴意を得たく御届旁々御願ひ申し上げます。

敬 具

昭和三十三年十二月三日

辻炭鉱株式会社

社長 久保田 清喜

三井鉱山株式会社山野鉱業所

所長 原 祐 又 夫 殿

辻炭鉱株式会社について御願いの件

謹啓 時下向來の御貴社益々御隆栄のことと存じます。

茲て貴園を以つて御願ひ申しました吉田炭業株式会社辻炭鉱継承の件につき該継承区を当社名義へ継承安売の手続きに當り、関係官庁と協議の上予めその了解を受け左記の件につき関係官庁より指示ありましたので右事情御断酌の上、特別の御配慮を下さる様御願ひ申し上げます。

記

一 継承第六三一号区域（継承第一九四号）に継承八尺本層通過の件
（号と同一区域）

右区域の継承八尺上層は継承第一九四号として共同石炭炭業株式会社
細通地区区域内に、前欄者吉田炭業株式会社が継承権を設定し、継下五
尺層は継承第六三一号として貴社の許可のもとに設定している現状であ
ります。

今因追加御願いの継承八尺本層は継承八尺上層の約三〇厘下の炭層で
すでに御社において採掘所であります。この理由で継承権炭層より除外
されています。然しながら南部区域の継承第四三九号の設定炭層は該継
承八尺本層を含んでいる現状であります。

又同区域内には継下五尺層も設定していますし、今後この継下五尺層採
掘のため、鑿入坑道を掘さくするにあたり、継承八尺本層の古例を通通
することにもなります。

右の如く、継承八尺上層、継下五尺層の継承権を設定し、その中間の本
層が除外されていることは、古例であつても操業上支障する旨、関係官
庁より指示がありましたので、継承八尺本層の通過を御願ひするもので
あります。

三 現有の二租鉱区を一租鉱区に統合の件

現在青田炭礦株式会社が御社に対し租鉱第三九号および租鉱第六三一
号の二租鉱区を敷定し、合併換算中ですが、今度の新設定に由りまして
は内容的には何等差支のないもので、所轄官庁の手続きおよび
地業上から一租鉱区として統合する方がよいと思われるので考慮をお願
いします。

四 租鉱権の期限更新の件

前述の三租鉱区の租鉱権設定期限は各々異なりますが、今御社との契
約に由り出来得れば同一期限で五十年に更新して戴きたいと思ひます。
何分右租鉱区の合併換算と云う面から又将来増産および炭炭採掘等小規
模採掘に移行すると言ふ経営の面からも右期限の更新をお願いするもの
であります。

敬 具

昭和三十三年十二月三日

辻炭鉱株式会社

社長 久保田 喜

吉田炭業株式会社

社長 吉田 廣吉

三井鉱山株式会社山形鉱業所

所長 原 納 又 夫 殿



辻炭鉱の継承に関する件

謹啓 時下初冬の御貴社益々御清栄のことと存じます。

拙て昭和三十四年十一月五日付をもつて共同石炭炭業株式会社目吉鉱業所より書面にてお願い申していたしました、辻炭鉱の継承の件につき吉田炭業株式会社と協議の結果、辻炭鉱の権利義務一切を今同共同石炭炭業株式会社資本系の第二会社である辻炭業株式会社が継承することに契約が成立致しました。

ました。

その内容については別紙添付の契約書の通り契約を締結したのであります従いまして今後御社と吉田炭業株式会社辻炭鉱との契約事項についてもその一切を辻炭業株式会社に継承致しますので辻炭鉱の変更等につき辻炭業権者である貴社に種々御手数を煩わすことと存じますが、何卒格別の御取計らいの程を伏して御願ひ申し上げます。

敬 具



共

昭和廿四年十一月五日

共同石炭鉱業株式会社吉田鉱業所

所長 宇佐 見 殿 一

三井炭山株式会社山形鉱業所

所長 原 幹 又 貴 殿

北炭鉱の継承に關する件

謹啓

時下秋冷の節貴社益々御隆栄のことと存じます。

弊社は御社の御厚情により石炭界不況の今日においても事業の継続をいたします。これも御へに御社の財と深く感謝致しております。

振て子ねて口頭を以て御願ひ申していたしました御座の吉田炭礦株式会社北炭鉱の継承につき、その一切の法律上の手續等を当社が致すことになりました。従つて今後之が為炭鉱業である貴社に種々御手数を煩煩す事と存じますが、何卒よろしく御願ひ申上します。

共同石炭鉱業株式会社吉田鉱業所

吉田炭礦事務所 吉田町 吉田
電話 大同 一一一 吉田 四四二〇番

共

又誠に恐縮ですが、この件については対外的に新聞報道は又早急に平穏したい
と思っております故に何分このへんの事情新聞節の上特別の御立計い方伏して、
お願い申し上げます。
右寸請を以て御願い申し上げます。

敬

具

共同石炭鉱業株式会社 吉田 義典

〒四庫三陸郡新井町字田
電話 大坂一―番 四庫四三〇番

昭和三十三年十二月五日



共同石炭鉱業株式会社
社長 入 交 太 蔵

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所
所長 平 佐 見 敬 一

三井鉱山株式会社山野鉱務所

所長 原 晴 又 夫 蔵



辻鉱業株式会社設立届の件

謹啓 昨下初冬の御貴社並々御慶栄のことと存じます。

諸君今共同石炭鉱業株式会社資本系の第二会社、辻鉱業株式会社を設立致しまして同業の辻炭鉱を継承することになりました。

継承名義は同業の事情によりまして辻鉱業株式会社とすることに致しました。

新会社辻鉱業株式会社の会社内容は別紙添付の会社登記簿原本の通りであります。辻鉱業株式会社は当然当社と不可分の関係にありますので、今後共に当社同様格別の引立の程伏してお願い申し上げます。

右新会社辻鉱業株式会社設立の御届、御願ひ申し上げます。

敬 具

昭和十五年三月十七日

青田牧場株式会社

社長 青田 廣 吉

三井鉱山株式会社山野牧場所

所長 原 新 又 夫 殿

比叡牧の租税権期間延長について御願い

敬者 昨年十二月三日付の書面を以て比叡礦機株式会社と連署にて御願ひ申上しました、当社
比叡牧の租米の件については、猶々御手紙をにかけていることと存じます。

右御願ひの租税の租税権の内、福岡県租税権登録第 一 五 八 号は昭和三十年三月二十二日付
、を以て貴社と当社との間に租税権の譲渡を締結し、全年四月二十二日許可登録を受け、
今日におよんでいることは御承知の通りであります。

右租税の既定期間に許可登録より同五十年となつていますので本年の四月二十一日を以
て租税権の存続期間が満了となります。

その期間内に昨年来より御願ひしていません租米の手続きを完了し、その許可登録を得るこ
とが一層望ましいのですが、何分期間満了までは金日少なく、その期間内に於ける租米の出
願手続きを完了は困難と思料されます。

従つて租米の件完了までの暫定措置として一応別途にて租税権抵当防止の爲左記の通り租
税権の存続期間の延長認可申請を提出したいと思ひますので貴社を御座く御願ひ申上す

記

一 租税権の登録番号

福岡県租税権登録第四九号

二 租税権の所在地

福岡県高橋郡新町

三 租税権の既定期間

満生八尺段附、能下五尺段附

四 延長する期間

昭和十五年四月二十二日より昭和四十年四月二十二日迄の五十年間

五 租税権者

福岡県高橋郡新町大字才田

青田 牧 場 株 式 会 社

右の通り御願ひ申上しますので事情御斟酌の上、租税権の存続期間の延長を御承認下さい
す御願ひ致します。

昭和ヨ二年ノ月ノ日

三井鉱山株式会社山野鉱業所
所長 原 祐 又 矢 殿

共河石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
所長 宇 佐 見 殿 一

杉谷上二尺層分譲御願いに関する件

謹 啓

時下隨筆の所新貴社益々御多祥之段更賀至願に存じます。
隨者御高栄の如く昭和ヨ二年ノ月ヨ二日假登録ノ号として租
鉱權設定の許可を受けましたことは、貴社の格別の御厚情によるも
のと深く感徳致しております。

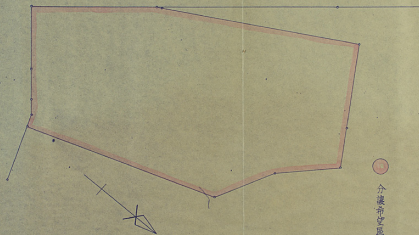
爾後当限租鉱区に対して、竹飯坑、杉谷二尺坑の両坑から追加施業
案を提出致し、昭和ヨ二年ノ月ヨ二日施業案の認可を受けまして、
目下本区域の開発を実施しております。

其の後竹飯坑の杉谷本坑の掘進進展により杉谷上二尺層を露出致し
ました処杉谷上層との間隔も約二米位であり、炭丈も上部当社鉱区
の杉谷上層と（杉谷二尺坑に於て採行中）同様と推定されますので
杉谷上層と併行採掘により採行可能と思はれますので杉谷上二尺層
の分譲方をお願い申上げる次第であります。

尚 分譲区域については杉谷上層と同範囲をお願い申上げ度く
御社御多忙の折誠に恐縮ですが、特別の御配慮を賜ります
ようお願い申し上げます。

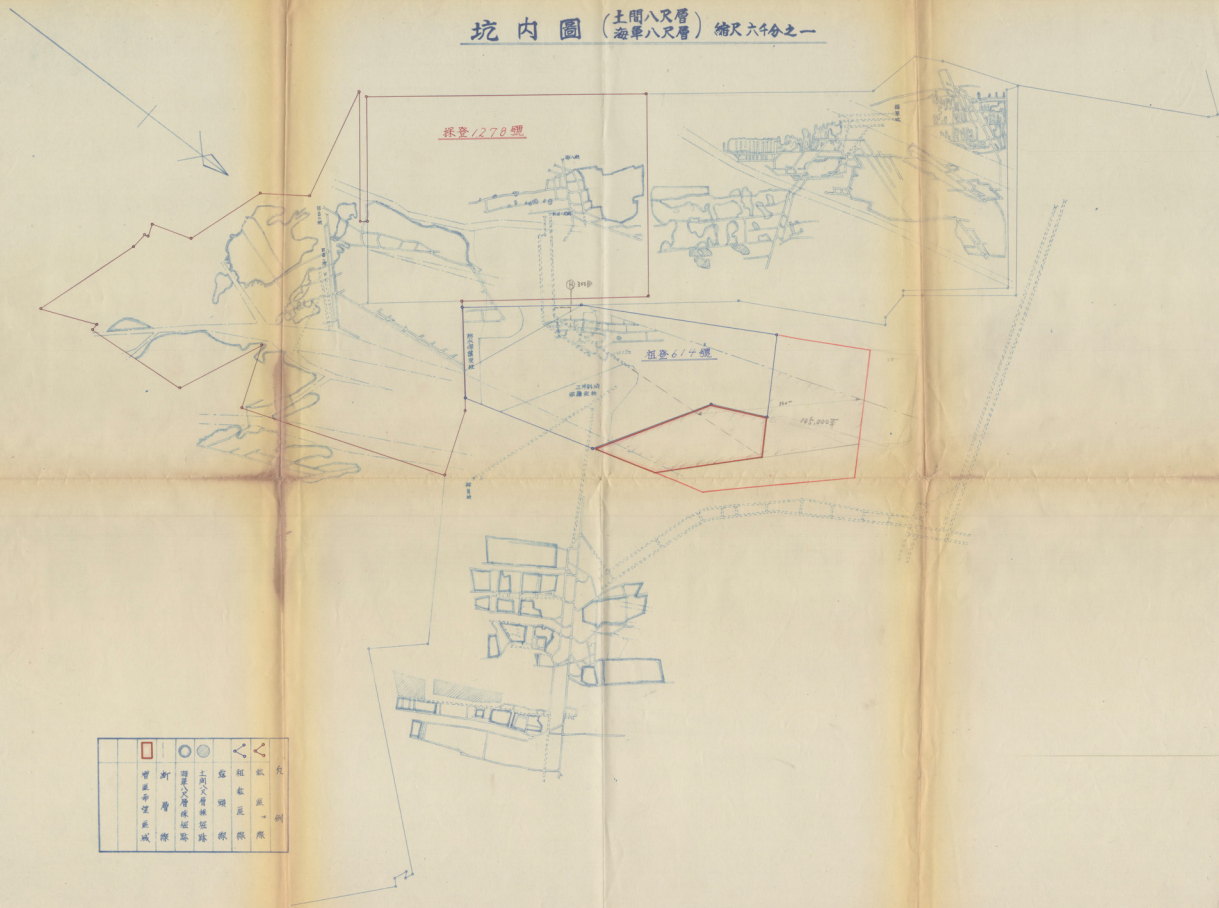
敬 具

鑛區分讓願圖 縮尺五千分の一

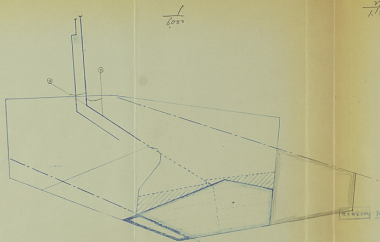


分讓市邑區域

坑内圖 (土間八尺層)
海平八尺層 縮尺六分之二



紅	○	●	△	▽	大
新	土間八尺層	土間八尺層	土間八尺層	土間八尺層	土間八尺層
路	路	路	路	路	路
牆	牆	牆	牆	牆	牆
坑	坑	坑	坑	坑	坑



$$\frac{1}{6000}$$

$$\frac{884m}{270} \rightarrow 1160m$$

$$\frac{200}{270} = \frac{200}{270}$$

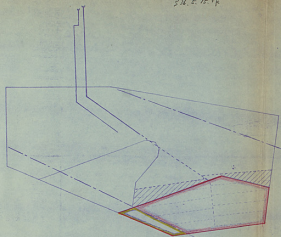
$$\begin{aligned} & \text{[] } 4000 \times 15000 = 60000 \text{ } 4000 \times 15000 = 60000 \\ & \text{[] } 10000 \times 15000 = 150000 \end{aligned}$$

$$\text{[] } 15000 \times 15000 = 2250000$$

$$\text{[] } 15000 \times 15000 = 2250000$$

$$\begin{aligned} & 48000 \times 15000 = 720000 \\ & 48000 \times 15000 = 720000 \\ & \frac{11.000}{105.000} \end{aligned}$$

5月5日 休作



杉谷ニ尺坑 { 土間ハ尺ア
海草ハ尺ア

増ニ希楚ニ域ノ算ニ其準

1. 牙根ハ長断計出仕計出ニ其準
2. 竹根ハ長断計出仕計出ニ其準

3. 下ノ尺ハ12尺高ニ尺坑ノ底面高ニ其準ニ其準

$$12 \times 12 \times 12 = 1728 \text{ 尺}^3$$

$$1728 \times 12 = 20736 \text{ 尺}^3$$

$$20736 \times 12 = 248832 \text{ 尺}^3$$

7244ハ底面高ニ其準ニ其準

$$7244 \times 12 = 86928 \text{ 尺}^3$$

以上ノ算ニ其準ニ其準ニ其準ニ其準

増ニ希楚ニ域	72000	尺	{	増ニ希楚ニ域	42000	尺	42140 ³ (42000 ³)
増ニ希楚ニ域	72000	尺		増ニ希楚ニ域	72000	尺	
増ニ希楚ニ域	72000	尺		増ニ希楚ニ域	12000	尺	11700 ³

計 60800³

昭和三十五年九月 日

共済石炭日産鉱業所

所長 矢島 四郎

三井山野鉱業所

所長 原 祐 又 矢 殿

根拠施設定申請書類の件に付御願ひ

先般より御願ひ申上げていました、上二尺層の根拠施設定につきましては今般御社の増設の御厚意により御承諾を得ましたので当社より別紙添付の書類通り関係官庁へ申請手続を致したいと思っておりますので、御検査の上例分の御指示を賜りますようお願いいたします。

昭和 33 年 11 月 22 日

三井山形鉱業所

所長 原 祐 次 殿

共同石炭日産鉱業所

所長 矢 島 四 郎



上二尺層型鉱柱設定の完了報告

御社の特別の御厚意により御承認を得ました上二尺層
の鉱柱設定の件につきましては関係官庁にその申請
を為し別紙添しの通り昭和 33 年 11 月 11 日付にて
認可を受け鉱柱第 4777 号として鉱柱の登録を完了
致しました。

之も偏へは御社や御厚情の賜と深く感謝の意を表しま
すと共に報告致します。

昭和廿四年三月十三日

共済石炭鉱業株式会社日野鉱務所
所長 宇佐見 殿

三井鉱山株式会社日野鉱務所

所長 原 綱 又 矢 殿

鉱業獎勵金訂正に関する件

さきに貴社の御承諾を受けました福根發第六一四号鉱務区係る昭和三十四年一月七日
変更鉱業獎勵金を同発動期に提出致しました所領紙の通り訂正事項の指示を受けま
したので訂正提出致しますので、御承諾下さる御願ひ致します。



昭和廿四年三月十三日

共済石炭鉱業株式会社 日吉鉱務所

所長 宇佐見 敏

三井鉱山株式会社 山野鉱務所

所長 原 祐 又 矢 殿

覚 書

前記地帯中の司採炭場が契約区域より約九万坪増加して居りますがこれは通産院より該区域および安全採取率と石炭坑距離とを一致させる様指示ありました故に増加しましたこととあります。

仍つて後日の為本覚書を貴社に提出致します。

保安よりの訂正意見

- (1) 竹藪坑層部の防水炭酸の断面図を記載し古洞と炭柱との関係を明確にすること、該当炭柱中の沿層坑道通過は削除して坑内昇等による方法を行い通気についても支障ない様にする事、各片盤の通気方法についても概略の説明をする事。
- (2) 山田川断層について説明する事、真杉谷層の断層線は本記載されているが何層の断層部か明確にする事。
- (3) 杉谷二尺坑において土間八尺層（又は下二尺層）の沿層坑道を設ける場合は坑道の位置を記載し片盤坑道を設けない時は土間八尺層等における通気方法の説明を詳細にする事。
- (4) 杉谷二尺部に防水ダムを設置すれば断層区域への防水防止が出来る様子が不明である。
- (5) 周囲探開跡の海水状況、並びに水位標を記載する事。
- (6) 辻坑被害防止のための40度角内は坑道通過のみとして承諾后探開する事になつて居るが区域を附圖図に明示する事。

昭和三十五年八月二日

辻炭礦株式会社

社長 久保田 清喜

三井山野炭礦所

所長 原 祐 又 夫 殿



辻炭鉱放棄提案の件について御願

御社の特別の御厚意により辻炭鉱の租炭権を吉田炭礦より当社へ承継の法的
手續が完了しましたことは誠に御社の賜と深く感謝致しております。

右租炭権の變更に伴い新たに辻炭鉱の放棄提案案の認可申請書を別紙の如く
提出致したく存じますので御社の御承認を御願ひ致したく御多忙中誠に恐縮
乍御審査下さいます様御願ひします。



昭和三十五年八月一日

辻炭礦株式会社

社長 久保田 清 章



三井山崎炭礦所

所長 原 新 又 史 廣

辻炭鉱の租炭権承認申請手続き完了報告

御社の特別の御厚意により御承認を得ました、辻炭鉱の租炭権を吉田炭礦より
貴社への承認につきましては関係官庁にその申請を為し左記の通り認可を受け
登録を完了致しました。

之も併に御社の御厚情の賜と深く感謝致して居ります。

右関係書類を附紙の通り御送付申し上げますので御査収の上宜しく御取計い願
います。

記

- ①新設定の租炭第六八一号の租炭権設定申請認可書および許可図
(元租炭第六三九号及第六三一号の区域)
- ②新設定の租炭第六八二号の租炭権設定申請認可書および許可図
(元租炭第一九四号区域、吉田堀通堀区内に設定の分)
- ③租炭第一九四号の租炭権消滅登録申請関係書類
- ④租炭第六三一号の租炭権消滅登録申請関係書類
- ⑤租炭第六三九号の租炭権存続期間延長認可申請の取下願関係書類

三井炭山株式会社

社長 栗 木 幹 親

辻炭業株式会社

社長 久 保 田 清 喜

辻炭山に関するお願い

貴社の多大な御厚恵御支援により昭和 $\times$ 年年初より踏足しました辻炭山は昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日に吉田炭業株式会社から辻炭業株式会社へと経営者の移動がありました。対外的には一切の権利関係や遺留繼承により、同一性を保持して今日に至り、下記のごとく辻炭山の最終の処理をなす時点で到達いたしました。

貴社に対しては前回の契約によりまして前処理をお願いしなければならぬ問題があり、かつ、既出の石炭行きの譲渡に伴い新たに譲渡の申しあけの事情も発生しましたので、種々側多端の折衝はなほ不満足とは存じますが、なほとぞ下記の点御了承下さいますようお願い申し上げます。

辻炭山の現状とその推移の概要

昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日付、貴社吉田炭業株式会社および弊社間の契約により貴社炭山に設定させて載っている租賦区、租税登録 $\times$ 号および共同石炭炭業株式会社炭山に設定した租税登録 $\times$ 号炭山の石炭採掘は、昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日に従業員 $\times$ 名全員を解雇し、昭和 $\times$ 月 $\times$ 日にその中より $\times$ 名を

用、月給 $\times$ 千 $\times$ 百 $\times$ 円に雇って経過してきましたが、予想外の炭山の値下りと経営の増高のため採算点を断るに至り、他方別紙図示のごとく残存炭量は坑口近く約 $\times$ 千 $\times$ 百 $\times$ 円（昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日現在）を測すのみとなり、採炭切羽の階段のため再び経営規模を縮小せざるを得ないようになりました。

上記事項に対処すべく種々検討の結果、下記のとおり方針を決定し現在その方針通りの推移を遂げて経過しております。

- (1) 昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日をもって全従業員を解雇すること。
- (2) 昭和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日をもって実質的な炭山掃蕩をとるも多額の負債を残しているゆえ、炭業業者の同意を得て、昭和 $\times$ 年炭山に石炭炭山整理促進交付金の交付申請をなし、その交付金を負債の返却充当せんとするが申請資格の保持と炭運維持費の節約のため交付金申請の時期まで炭産採掘を継続する。
- (3) $\times$ 月 $\times$ 日に解雇者中より炭山所採人員約 $\times$ 名および炭水洗用所要人員約 $\times$ 名を臨時職員および社員として採用すること。
- (4) 炭山は調整の日常炭山所に譲渡し、同所の水洗機にて同所の出炭と炭洗し精炭の移送販売を一切共同石炭炭業株式会社にあねること。
- (5) 水洗機、その他不必要な外施設は、すべて最速のうえ処分する。

その残存整理金は被解雇者従業員より賃借に恒期帰属する。

4 お願いの事項

- (1) 昭和22年7月20日付覚書第1条記載の旅客賠償費の精算条件である「探採終了」に關し、現在採炭は継続していますが、その目的等は上記のとおりであり、かつ、現在の探採区域は旅客に關しては実質的に無関係である点等を御考慮下さいまして、上記覚書条件が発生したと御願ひいたすこと。
- (2) 昭和20年2月27日付契約書第1条の旅客賠償費引当のための支払金に關し、同日付瓦斯権設定契約書の対象炭層である地下1尺層は現在まで全く採掘せず、かつ、上記のごとく今後全く採掘する意旨も計画もありませんので、給炭、旅客賠償費に無関係の支払金でありますから金額返還を御願ひ申しあげたきこと。
- (3) 昭和22年度の石炭鉱山無補償貸付金の交付申請につき西航炭収炭量計算図に計上している全炭層の交付申請に御同意を得たきこと。
- ただし、同図地下1尺層収炭量計算図3a、3b区域の地下1尺層は瓦斯権は設定して載っていますが、その炭代は支払っておりませんので、交付金の交付決定のときは、それに相当する交付金を貴社に支払うべきものと存じております。
- (4) 石炭鉱山管理促進交付金に關し関係事業団より調査ありたる節は必要資料等に關し便宜供与をお願い申ししたきこと。

以上のお願ひ各点に關し御検討の結果、なるべく早急に實察を得たく、お願い申し上げます。

鉦區分讓希望區域圖 縮尺六千分，一

							紅
合	露	新	春	弄	飲	飲	紅
康	項	戶	入	區	項	項	項
守							
望							
區							
應							



A~B 裁断面図

昭和22年10月

大同石炭鉱業株式会社

日 宮 鉱 業

出 炭 計 画 説 明 書

1. 採炭の現状

日宮鉱業所は採炭第1278号及び瑞穂第10号の2鉱区を合併採炭し、その可採炭量及び坑口別出炭数量、並びに炭種別出炭数量は別紙添付の出炭計画表の通りであります。

右計画表中にも明記してあります如く、当方三坑の月産4000吨は昭和22年1月に採掘を終了、翌年西暦八尺坑の月産2000吨も昭和22年2月に終了の予定であります。

これらの自鉱区内の出炭減少は、炭量の如く多数量の坑口の出炭増強、或は休止坑口の再開等によつて補填して行く方針であります。併し乍らいずればせよ自鉱区内の経済的可採炭量の合計が38萬吨程度でありまして、ここ4年後で枯渇する状態となつております。

即ち今次買収区の一部割分譲方を御意に申上げました所以であります。

2. 増産後の出炭計画

増産後の出炭計画立案の基礎となつた当方の調査は、先ず当方の市場條件の為に従来通り月産4500吨を確保し、三井鉱山の分

は増産によつてその責任を果したいと云うことであります。
馬ち今般増産の全増産の $\frac{1}{2}$ 、約100000電を責任増産数量とし、之を調査の如く約5年9ヶ月(月平均2000電増産)で完結したい方針であります。

勿論その為には右の増産手段の完了が先決で年産に果されることから最も望ましいことであります。従ひ此之を昭和33年2月迄(昭和32年度)に手結させ終り、4月より増産を開始すると假定して、調査の如く増産推進後進して切羽迫窮の上進策の出展状態になり得るか昭和34年の10月、約18ヶ月を要します。

然つて此方が近策に貴方共知して増産を開始します時期もそれ以後になり、之では年産増産を希望される貴方の要望に足えることが不可能でありますので、若し右の増産手段が33年2月迄に完了されると云う見通しが可能なれば、貴方はたとへ増産以前と云ふことも何等かの方法で自給区内の出展を増進し、之を調査で昭和32年7月頃より月産5000電程度を削減致し、しても差支へないと思つて居ります。

勿論この削減数量は、合計の削減責任数量の一部として処理して頂く考へてあります。

調査の出展計画表は、すべて右の様な主旨のもとに作製したものであります。

馬ち上述の如く、増産完了後貴方の採算計画は月産6000乃至8000電と云うことになり、その内三井物産約2000電で、貴方の販売量は現在同様に5000電の計画であります。

御承知の如く今般の増産々様は我産区域又はドンの外人によつて増産は焼化し、ボウフト状態にあると考へられ、採炭の機械化は困難でありますと共に、大部分人力に依る増産方法をとらなければなりません。

然つて労務省の大量増員が必要であり、これに伴ひ炭任の増産等諸種の促進な促進が先起して来ます。

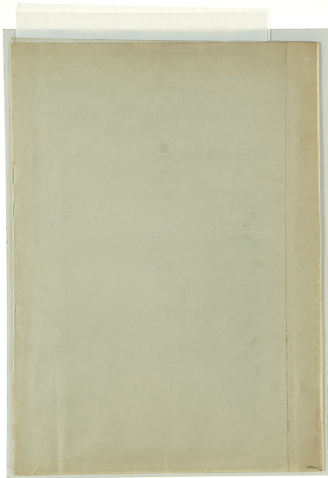
問題は然れどもあり、所謂削減に充てしない過剰投資の弊を問かうとすれば、どうしても上述の如き2000電~2500電程度の増産しか期待出来ず、昔々はこれがその上限ではないかと考へ思つておるのであります。

以上調査出展計画の作製内容について、貴方の基本的な考へ方の概要を説明申し上げました。勿論これは原案の考へ方でありまして、思ふ所限の削減策を講ずるやうになりますと、作製の進捗の程度によりましてその削減若干の弾力性(削減開始の時期、或いはその削減の数量等の若干の変更)を付たせて頂くたいと思つております。

出炭計画表在中

出炭計画表

炭種別	炭口名	可採炭量	32年					33年					34年					35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	備	考							
			10月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12											1	2	3	4	5	6	7
青 炭 區	竹藪八尺坑	230000			2000									3000						1000		2500				3000								
	海番八尺坑	12000			2000																													
	三 坑	4000			1000																													
	杉谷二尺建	48000			500		1500		200			2500			3500					2800	2700	1800	1500	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000			
	二 坑	74000											1500												1500		1500							
	計	388000			6500				4500			7400			8000					7300	7300	6800	6200	5800	5500	5300		4500		4500		4500		
三井 炭 區	竹藪八尺坑	90000												100	200	200	800	800	1700							2300		2300		2300				
	杉谷二尺坑	207000													100	100	100	200	200	300	800	1600	1400			1200		2200		2200		4500		
	計	297000													100	300	300	900	1600	1900	2400	1400	2700	2700		4500		4500		4500		4500		
合 計					6800				8800			7400			8100	8100	8100	1300	8500	8800	8900	8200	7200		9000		9000		9000		9000			
炭 種 別	有煙炭				4100				4600			4900			6000				6300	6300	4800	4300	1800	1500	1500		2600		2600		2600			
	三井炭區													100	200	200	800	800	1700	2300	2300	2300	2300		2300		2300		2300		2300			
	計				4100				4600			5400			6100	6100	6200	6100	6100	6500	6100	4800	4800		4800		4800		4800		4800			
	日吉炭區				1900				1900			2800			2600	2600	2600	2600	2600	2600	2600		2600		2600		2600		2600		2600			
	三井炭區													100	100	100	200	200	300	800	1600	1600		2200		2200		2200		4500		4500		
	計				1900				1900			2800			2700	2700	2700	2800	2800	2800	2800		4100		4700		4700		4700		4700		4700	
三井納炭予想												800			1800				1800						2600		2600		2600		2600			
															21000				24000						24000		24000		24000		24000		24000	



昭和三十年七月七日



共同石炭鉱業株式会社

昭和三十年七月七日

三井鉱山株式会社

社長 栗木 幹 殿

鉱区分譲御願いに関する件

謹啓

時下盛夏の間に社益々繁栄の段取りを極力存じます。

陳者 弊社御社の格別御託を蒙りまして、石炭界未開の不振時期にも拘わらず、ともかくも事業の経営持統が出来得ますことには偏へた御社の御厚情によるものと深く感謝致して居ります。

擬て弊社は地盤所及び日吉鉱所は共に可採量漸次減少致し、將來の事業継続に就いては憂慮に堪えない現状であります。又、

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

共同石炭鉱業株式会社

社長

入交 太

殿

るところにありますが御社の三井山崎鉱業所は経営合理化の一環として、旧山野一箕料区域の採掘を中止されましたことでありますが、該区域は弊社日吉鉱業所と隣接致して居ります関係上、若し風評の如く該区域の採掘が御社に於て予定されてをられませぬならば、該区域鉱業権の御分譲万につき何分の御配慮相かります御懇願申し上げます。

幸甚して右御許可下さいませれば弊社の将来に明るい希望を見出し得るものであり、今後の経営に就いては御社にも御社に御迷惑を御掛け致しませんことを強く御誓約申し上げます。

誠に恐縮の至りでございますが弊社の事情を重んじて御買取り下さいまして特約の御設備相煩わしく成く御願ひ申し上げます。

敬 具

昭和三十年十月五日

調
査
書

共済石炭鉱業株式会社

昭和三十年十月五日

東京都中央区銀座七丁目五番地の町

共同石炭鉱業株式会社

社長 入交 太 蔵

三井鉱山株式会社

社長 栗木 幹 殿

鉱区分譲御願いの件

謹啓

時下秋冷の候御社益々御清栄の段慶賀至極に存じます。

陳者 弊社御毎度格別な御厚誼に預り無量以来大過なく今日あるを得ましたことは偏に御社の賜と深く感謝致して居ます。

既に御了知の如く、弊社の路線鉱業所及日吉鉱業所共御以来既に五十有余年を継続し、従つてその採出可能産量も漸少し、両坑共数箇年の命脈と相成り、既に漸進に堪えない状態に立ち至りましたる故、予面御社の経営合理化の一環として旧山梨一坑新沢区域の採掘を中止されたるが如く同き及びましたので、該区域の調査勘方を本年

七月七日附舞會を以つて御願ひ具陳致しましたる次第で御座います。

元来右の旧一抗新抗区域の舞臺は当社の興隆に拘わる範圍で御座いますので、去る九月十二日九州に出張の御當社の現地幹部と共に御社山野牧場所に参上し、貴社興地最高幹部に親しく拝顔の榮を得まして、口頭を以つて弊社の現状を訴え、御に御願ひ致しました旧一抗新抗区域の全般的な問題はその後、石炭合理化臨時措置法等の關係上新抗開発が困難になりました現状に鑑み一応後日に譲り、取りあらず目前の当社の危機打開の方法として、本願書添付附圖の区域を決定致しまして之が御分譲方につき御協議を願ひ、且つ当方の主旨を御社へ御取次下さいませ御願ひ申上げました次第であります。

以上是程の願書提出の経緯と当社の心情を披瀝致しましたる次第であります、何分にも今度の申請区域は御社の御事情不明のため御都合も参照致しませず、貴方で勝手に定めましたものであります關係上、若し御社の御要上被支えあれば充分に御訂正の上御許可されべく存じます。

幸いに御許可下さいませれば弊社は誠心誠意を以つて事業を行い、即ち御社に御迷惑

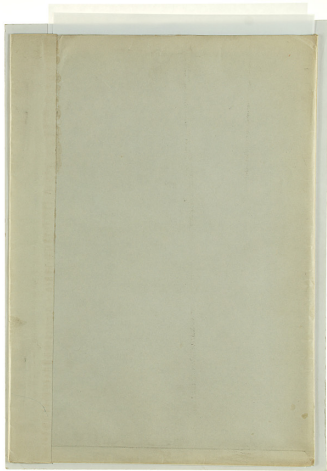
を相煩わすような事なきを御誓約申上げます。

誠にもつて貴々の御願ひで必細の至りで御座いますが、弊社の右事情を御覽察下さいまして特別の御除願を相煩わし度く御願ひ申上げます。

敬 具

鑛區分讓希望區域圖在中

共同石油産業株式会社 鉱区分譲希望区域図 縮尺六千分の一



昭和廿一年八月二十日

東京都中央区銀座七丁目五番地の一

共済石炭鉱業株式会社

社長 入交太蔵

三井鉱山株式会社

社長 栗本幹殿

鉱区分譲御願いの件

謹啓

昨下三伏の折新御社益々御清栄の段慶賀至極に存じます。

隨着 御社御毎度格別な御厚意に預り、創業以来大益なく今日あるを得ましたことは、誠に御社の賜と深く感謝致しております。

按て、去る昭和廿年十月五日付を以つて御願ひ申上げました標記の鉱区分譲方御願いの件で御座いますが、其の後種々御審議について御迷惑をおかけ致しておりますこと、誠に恐縮致しております。

就きましては、当社におきまして、右の御願い申上げました区域について其の後種々考究を重ねました結果、先般（昭和廿年十月五日付）分譲方面御願いの御願が、或は余り大に失したために貴社に御迷惑をおかけしているのではないかとも考えられ、且つ又仄聞する処によりますと、右区域の御部には未だ貴社に於いて一部使用されている抗道或いは施設のあることを知り得ましたので、種々検討の結果、相當の防水処理を設け、それより上部の区域を測定致しまして再度御分譲方の御審議を得たく、重ねて本願書を以つて御願申上ぐる次第であります。

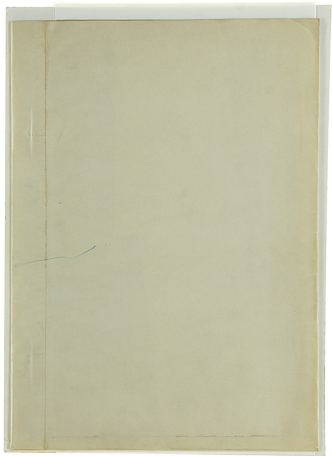
勿論右の測定致しました区域については詳細な貴社の御事情を存じませず、従つて更に多くの修正を受けることは存じますが、重ねて具陳致し、且つ又別紙添付図にても御了知の如く、賣却した貴社の事業行き詰まりの狀態を打聞させて頂くために、何卒特別の御配慮方を懇願申上ぐる次第であります。

分譲を御願い申上げます御屋は、杉谷屋、堀堀屋、御軍八尺屋、土間八尺屋で御座います。別紙添付申上げました図面の敷地面にも記しました通り、所層の落致を利用して右各層とも、貴方の現在發行致して居ります枕口より簡単に階層図が出来ますので、幸いにして御配慮を得ることが出来ますれば、小生を始め従業員一同まことに幸せに存じます。

重ね々の御願いで終極の至りで御座いますが、貴社の右事情を御察下さいますして特別の御配慮を相俟わし度く、御願い申上げます。

敬 具

鑛區分讓希望區域圖在中。



昭和三十年七月七日

御
願
書

共同石炭鉱業株式会社

昭和三十年七月七日

三井鉱山株式会社

社長 柴 木 幹 殿

鉱区分離御願いに関する件

謹 啓

時下盛夏の間に社益々御清栄の授けを承け存じます。

前者 弊社御社の特別の御庇護を蒙りまして、石炭界未曽有の不況時期にも拘わらず、ともかくも事業の経営持統が出来得ますことは偏へに御社の御厚情によるものと深く感謝致して居ります。

擬て弊社島根鉱業所及び日吉鉱業所は共に可採炭量漸次減少致し、将来の事業継続に就いては憂慮を堪えない現状であります。従って

東京都中央区銀座十七丁目五番地の岩

井田石炭産業株式会社

社長 西 田 太

社 人 安



るところにすぎずと御社の三井山崎鉱業所は経営合理化の一端として、旧山崎一基料区域の採掘を中止されましたとのことでありませうか、該区域は弊社日吉鉱業所と隣接して居ります關係上、若し風評の如く該区域の採掘が御社に譲て予定されておられませぬならば、當該区域鉱業権の御分譲方につき何分の御配慮を賜ります御懇願申し上げます。

幸にして右御許可下さいますれば弊社の将来に明るい希望を見出し得るものであり、今後の経営に就いては細かにも御社に御迷惑を御掛け致しませんことを御約束申し上げます。

誠に恐縮の至りでございますが弊社の事情を重んじ御賛察下さいまして特別の御配慮を賜らむし度く御願ひ申し上げます。

敬 具

昭和三十年十月五日

撰

題

書

共同石炭鉱業株式会社

昭和三十年十月五日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

共創石井山崎株式会社

社長

入江太

三井山崎株式会社

社長 栗本 幹 殿

飯 区 分 離 御 願 い の 件

開 啓

時下秋冷の候御社益々御清栄の段慶賀並に存じます。

隨着 弊社債権度格別な御厚意に預り御察以來大過なく今日あるを得ましたことは御
に御社の賜と深く感謝致して居ます。

既に御了知の如く、弊社の路線敷設所及日吉敷設所共創難以來既に五十有余年を経
過し、従つてその保存可御度量も漸少し、兩抗共創難年の命數と相成り、誠に遺憾に
堪えない状態に立ち至りましたる處、予前御社の経営合理化の一環として田山野一抗
新抗区域の探測を中止されたるが如く聞き及びましたので、飯区域の面分勘方を本年

七月七日附葬書を以つて御願ひ共御致しましたる次第で御座います。

元来右の旧一坑新坑区域の御座は当社の英属に附する同類で御座いますので、去る九月十二日九州に西渡の原葬社の運地幹部と共に御社山野飯屋所に参上し、貴社現地最高幹部に親しく拝顔の儀を得まして、口頭を以つて御社の現状を訴え、舊に御願ひ致しました旧一坑新坑区域の全般的な御座はその石炭合焼化臨時措置法等の御関係上新坑開発が困難になりました現状に鑑み一応後日に譲り、取りあえず目前の当社の危機打開の方策として、本願書添付図面の区域を譲渡致しまして之が御分譲方につき御配慮を願ひ、且つ貴方の主旨を御社へ御取次下さいます御願ひ申上げました次第であります。

以上是等の願書提出の経緯と御社の心持を御披露しましたる次第であります。何分にも今度の申請区域は御社の御事情不明のため御命令も御附致しませんが、貴方で勝手に定めましたものであります関係上、若し御社の御断上御支えあれば充分に御訂正の上御許可され置く存じます。

幸いに御許可下さいますれば弊社は誠心誠意を以つて事務を行い、即ち御社に御奉願

を相俟ますような事をなす御誓約申上げます。

茲にもつて貴々の御願ひで送附の至りて御座います。が、弊社の右事情を御覽取下さるゝとして御社の御断面を相俟かし度く御願ひ申上げます。

敬 具

礦區分讓希望區域圖在中。

共同石炭鉱業株式会社 鉱区分譲希望区域図 縮尺六千分一

採区 1274号
大田町吉敷

採区 10号
1区

採区 1号
口鉄陽炭敷

採区 194号
寺田近鉄
(北八上層、金本層、西八上層)

分譲希望区域
約 500,000坪

○ 分譲希望区域
大田町吉敷、大田町吉敷、大田町吉敷